



3 処分に注意を要する建設廃棄物	<4.5.1>			8章 その他の特記事項		改訂履歴 平成16年4月1日 平成17年6月1日 平成18年7月3日 平成19年10月1日 平成20年4月1日 平成21年4月1日 平成21年8月1日 平成22年4月6日 平成23年4月1日 平成24年4月1日 平成25年4月1日 平成26年4月1日 平成27年4月1日 平成28年4月1日 平成29年7月1日 平成30年4月1日 令和2年4月1日 令和3年4月1日 令和3年5月1日 令和4年4月1日 令和5年4月1日 令和6年7月1日 令和6年10月1日 令和7年4月1日									
	種類 ・ CCA処理木材 ・ ヒ素・カドミウム含有せっこうボード ・ セラコウボード ・ (有害物質非含有) (注)施設の名称については、受注者が別に選定することを妨げるものではない。														
	5章 特別管理産業廃棄物の処理														
	項目 特記事項														
1 废石綿等	「改修標仕」9章第1節及び「解体共仕」6章によるほか、下記「6章アスベスト含有建材の除去及び処理」による。 <5.4.1>														
2 废PCB等	PCB含有物の旨、保管年月日をベンキで記入した堅固な容器に密封し、保管台帳を添えて、県に提出する。 <5.4.1>														
3 PCB含有シリング材	分析調査 する ※しない														
6章 石綿含有建材の除去及び処理															
項目 特記事項															
① 石綿含有建材の処理 1) 事前調査 ・ 目視及び貸与する設計図書等により石綿含有建材の有無について調査する。 調査範囲 ①解体範囲 ・ 図示 貸与資料 ②分析結果報告書 2) 分析による石綿含有建材の調査 ③行う ④行わない 分析方法 材 料 名 定性分析方法 定量分析方法 ・ JIS A 1481-1 ④ JIS A 1481-3 ・ JIS A 1481-2 ④ JIS A 1481-4 ・ 箔所 ④ 箔所 ・ 箔所 ④ 箔所 ・ 箔所 ④ 箔所 3) 石綿粉じん濃度測定 ・ 行う (下表による) ④行わない 測定室 ( ) 測定方法 ・ 自動測定機による測定 測定名称 測定方法 ・ 測定4 粉じん相対湿度計 (デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器 (リアルタイムファイバーモニター) 等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定 ・ JIS K 3850-1に基づいた測定 測定名称 ノブレフタ径直徑 (mm) 試料の吸引流量 (L/min) 試料の吸引時間 (min) ・ 測定4 25 5 ④30 ・ 測定5 45 10 ④120 ・ 測定6 45 10 ④240 ・ 測定7 45 10 ④240 ・ 測定8 45 10 ④240 (注1) 各施工箇所ごとの室面積が50m <sup>2</sup> 以下までは2点、300m <sup>2</sup> 以下までは3点とする。 300m <sup>2</sup> を超えるものは、監督職員と協議する。 測定方法 ・ 自動測定機による測定 測定名称 測定方法 ・ 測定4 粉じん相対湿度計 (デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器 (リアルタイムファイバーモニター) 等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定 ・ JIS K 3850-1に基づいた測定 測定名称 ノブレフタ径直徑 (mm) 試料の吸引流量 (L/min) 試料の吸引時間 (min) ・ 測定4 25 5 ④30 ・ 測定5 45 10 ④120 ・ 測定6 45 10 ④240 ・ 測定7 45 10 ④240 ・ 測定8 45 10 ④240															
2 石綿含有吹付け材の除去	除去工法 ・ ※解体共仕6.3.2(1)による工法 <6.3.1~4>														
3 石綿含有保温材等の除去	除去工法 ※手はらし ④切断又は破碎 <6.4.1~4>														
④ 石綿含有成形板等の除去	養生 ④不要 ④要 (方法: ) <6.5.1~4>														
5 石綿含有仕上塗材の除去	除去工法 ・ 高圧水洗工法 ( ) ・ 別離剤を用いる工法 ( ) ・ 電気グラインダー等を用いる工法 ( ) ・ その他 ( ) <6.6.1~5>														
7章 特殊な建設副産物の処理															
項目 特記事項															
1 フロン類の処理	フロン類を使用している機器の処理は下記による。 1) 業務用冷凍空調機器等 (エアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器等) で「フロン回収破壊法」の対象となっている機器 イ) 「第一種フロン類回収業者登録通知書」の写しを提出 ロ) 「フロン類回収證明書」を提出 ハ) フロン類の破壊 ④する ※しない 2) 家庭用のエアコン等で「家庭リサイクル法」の対象となっている機器 イ) 「特定家庭用機器廃棄物管理票」の写しを提出														
設計 公立能登総合病院 経営管理課			工事名 病院倉庫解体工事		図面名 解体工事仕様書 その2										
			図面番号 A-02												